

# バリアフリーの基礎知識

## よりいっそうの

# バリアフリー化を目指して

誰もが安心・快適に暮らせるバリアフリー社会の実現のため、さまざまな取り組みが行われている。その内容や基礎知識について、総合政策局安心生活政策課がご紹介。

## 10年後を見据えた新しい整備目標に

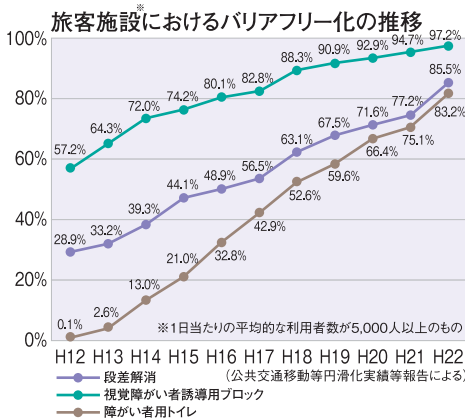
国土交通省では、高齢者や障がい者などの方々の社会参加を促すために、誰にでも使いやすい公共交通や建物などを整備していくための、バリアフリー政策を進めています。この政策の基本になるのが平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)です。

この法律は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という「ユニバー

平成32年度までのバリアフリー化整備目標値(抄)

施設等	目標(抄)	
旅客施設 (駅、ターミナル)	1日平均利用者数 3,000人以上を原則100%	
車両等	鉄軌道	約70%
	ノンステップバス	約70%
	リフト付バス	約25%
	旅客船	約50%
	航空機	約90%
	福祉タクシー	約28,000台
重点整備地区内の主要生活関連 経路を構成する道路・信号機	原則100%	
都市公園	園路	約60%
	駐車場	約60%
	便所	約45%
特定路外駐車場	約70%	
不特定多数の者等が 利用する建築物	約60%	

※目標には、施設等毎に達成条件等が設けられていることに留意。



## 「心のバリアフリー」とは どんなこと?

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、誰もが快適に暮らせる社会を作っていくためには、公共交通機関や建築物などのいわゆるハードの整備を行うだけでは不十分で、ソフト面での対応も重要です。国土交通省では、このソフト面での対応を「心のバリアフリー」と名付け、推進に努めています。

そんな「心のバリアフリー」の具体策として、施設設置管理者による適切な教育訓練を進めるため、交通事業者向けの研修カリキュラム(P・10ご参照)を行ったり、地方整備局や地方運輸局において、児童・生徒などを対象にした高齢者・障がい者疑似体験、介助の実施体験など、高齢者、障がい者などの方々への理解を深めるための「バリアフリー教室」を実施しています。

「心のバリアフリー」は、特別なことを行うわけではなく、ポイントは次の2点です。

1. 高齢者、障がい者などの方々が生きてほしくないことをしない。
2. 高齢者、障がい者などの方々が生きてほしいと思っていることを実行する。

ただし、この2つを実践するのは簡単なことではなく、まず「気づく」ことが大切です。「バリアフリー教室」などの機会を利用し、高齢者、障がい者の方々を十分に理解し、自分にどのようなことができるかを、考えてみましょう。



交通事業者向けの研修会。

サルデザイン」の考え方を具体化する  
ために作られたものです。

バリアフリー法に基づいて、国が進める  
バリアフリー施策の基本的方向を  
定めた「移動等円滑化の促進に関する  
基本方針」が5年ぶりに改正され、  
平成23年3月31日に告示されました。

改正後の基本方針には、これから  
10年後の平成32年度を目標とするバ  
リアフリーの整備目標が掲げられてい  
ます。たとえば、優先的に整備を図  
る旅客施設の規模を1日の平均利用  
者数が「5千人以上」から「3千人以  
上」に拡大。これにより、鉄道など  
の利用者の95%以上が、10年以内  
にバリアフリー化された施設を利用す  
ることが可能になります。

基本方針では、高齢者、障がい者な  
どの方々を利用する公共交通機関、  
建築物などが集中する地域を総合  
的・一体的にバリアフリー化するた  
めに市町村が作成する「移動等円滑  
化基本構想」(基本構想)の作成を促  
進するため基本構想作成の重要性を  
改めて強調するとともに、住民提案  
制度を活用すること、一度作成した  
基本構想についてもその成果を評価  
し、見直すことを推奨しています。

また、施設設置管理者による職員教  
育の充実、国民の高齢者、障がい者など  
への理解を深める「心のバリアフリー」  
の推進も重要としています。

## 高齢者、障がい者の方々が してほしいことは？

歩道や駅の構内などに敷かれた、視覚障がい者誘導用ブロック  
(点字ブロック)。これは、視覚障がい者の方々に歩行可能なルート  
や、危険な場所の存在を知らせるためのもの。ブロック上に自転車を  
駐輪したり、荷物でふさいでしまうと視覚障がい者の方々にとって極  
めて危険です。

また、公共建築物などの駐車場にある、車いす利用者の優先駐  
車スペース。ここに一般車両が駐車されると、障害者の方々の利用  
が阻害され、問題となる例が多くあります。

これ以外にも、電車やバスの車内で声高に会話して、大切な車内  
アナウンスの聞き取りを阻害したり、建物の通路などに荷物を放置  
して、車いすの通行を阻害するなど、気づかないうちに高齢者、障が  
い者の方々の移動を妨げる行動を取っていないかなど、考えたいも  
のです。

## 高齢者、障がい者の方々が してほしいことは？

視覚障がい者の方々が駅のホームから転落する事故が、毎年少  
ならず報告されています。国土交通省では、ホームドアや可動式  
ホーム柵の設置など、利用者の安全を確保するための施策の推進  
に努めていますが、その整備には時間がかかります。誰でもが安全  
に、快適に公共交通機関や建築物を利用できるためには、周囲の  
の方々による障がい者の方々へのお声かけ・手助けも大切です。

その際は必ず、高齢者、障がい者の方々のご意向の確認をしましょう。たとえ  
ば、視覚障がい者の方には必ず正面から声をかけ、手助けが必要かどうか聞いて  
実行を。相手を驚かせない、押しつけないことに気を付けて、積極的に働きかけて  
いただくことで、「心のバリア」も払拭できるはず。ぜひ「心のバリアフリー」を実践し  
てください。



総合政策局安心生活政策課  
交通バリアフリー政策室長  
石島 徹



障がい者スペースへの駐車禁  
止キャンペーンポスター。



点字ブロック上の駐輪は視覚障がい者の  
の通行を大きく阻害する。

